

# 資 料 編



## 用語集

	用語	説明
あ	I C T	Information and Communication Technologyの略。 日本では既に一般的となっている I T = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
あ	R P A	Robotic Process Automationの略。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のこと。
い	医療圏	地域の医療需要に対応して医療資源の適正な配置と医療供給体制の体系化を図るための地域的単位のこと。
い	イントラネット	企業等の組織内だけで構築された、限定的な範囲で利用するネットワーク。
う	ウィズコロナ	「新型コロナウイルスとの共存・共生」という意味で使われる俗語。 2019年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、今後も繰り返し流行する可能性が高いと予想されることから、人々の暮らし方や価値観の変化を論じる際などに使われるようになった。
う	ウェブ会議	遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるコミュニケーションツールのこと。
え	営農組織	集落営農、農業生産法人などの農業を行う組織。
え	A I	Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟にタスクを実行する。
え	エコツーリズム	自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、環境の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、レクリエーション等)のこと。
え	S N S	Social Networking Serviceの略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。
え	N P O	Nonprofit Organizationの略。民間非営利組織のこと。 営利を目的とせず、自主的、自発的に社会的な活動を行う民間の組織・団体。その活動は、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動で、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐に渡っている。
お	温室効果ガス	地表面から放出される赤外線を吸収し、地表温度の上昇(温室効果)をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン、代替フロンなどがある。
お	オンラインサービス	ネットワークを通じて提供される各種サービスの総称。
お	オープンデータ	「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」である。つまり、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータをいう。商用としても利用可能。

	用語	説明
か	外国語指導助手	A L T (Assistant Language Teacher) のこと。 主に英語を母国語とする若者を外国から招致し、小中学校の英語授業に参加させて、生の英語や外国人とのふれ合いにより、国際感覚を育てるための人材。
か	合併処理浄化槽	し尿と生活に伴い発生する汚水（生活排水）を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。
か	観光DMO	Destination Management/Marketing Organizationの略。地域全体の観光マネジメント（マーケティング、プロモーション、ブランディング、品質管理、安全管理、資源管理等）を担う一連の組織のこと。
き	企業版ふるさと納税制度	地方公共団体が作成した地方創生に係る事業に対して、企業が寄附を行った際に税額が控除される制度。
き	企業立地	自治体が一定の地域に企業や工場を立地することで、効率的な産業の発展を促進しようとする。こと。
き	きずな協働体	活動地域をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織のこと。1つの団体だけでは対応が困難なことや、協力しながら取り組む方が効果的・効率的なことに対して、地域や市民が考えながら取り組んでいく組織をいう。 小林市におけるまちづくり協議会で、地域ごとに親しみのある様々な名称で活動している。
き	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。
き	教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の3つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。
き	行財政改革	政府や地方公共団体が行う改革の一つ。財政面での経費削減と効率性とともに、行政サービスの質を向上させることを目的として行われるもの。
き	行政経営	1980年代から注目されるようになった概念。新公共経営（NPM：ニューパブリックマネジメント）の潮流がイギリス等で巻き起こり、日本の多くの自治体に導入された。NPMとは、行政の効率化・活性化を意図し、民間企業で行われている経営理念、手法、成功事例を行政現場で応用しようというもの。
き	行政手続きのオンライン化	行政機関に対する申請や届け出を、インターネットなどの情報通信技術を利用して行うこと。
き	協働	市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの果たす責任及び役割を自覚し、互いに尊重しながら協力して取り組むこと。
き	霧島ジオパーク	宮崎県（都城市・小林市・えびの市・高原町）と鹿児島県（霧島市・曾於市・湧水町）にまたがる霧島山周辺地域のジオパークのこと。県を越え広域的な連携・協力を行い、霧島山の魅力を多くの方に伝えるために「霧島ジオパーク」活動に取り組んでいる。日本ジオパークに認定されている。

	用語	説明
く	クラウドファンディング	不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語である。
く	クラスター	英語で「房」「群れ」「集団」のこと。 例えば、畜産クラスターとは、畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
く	グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。英国では、ルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスでは、ツーリズム・ベール（緑の旅）と呼ばれている。
く	グローバル化	社会的、文化的又は経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。産業を構成する要素間のつながっている事態（産業の地球規模化）、世界の異なる部分間の緊密なつながり（世界の地球規模化）など。グローバリゼーションともいう。
け	ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。ケースマネジメント。介護保険制度下で、個人の要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する一連の援助方法のこと。
け	K P I	重要業績評価指標。組織達成の度合いを定義する補助となる計量基準群。
け	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間のこと。
こ	公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有している全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。
こ	合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示す。合計特殊出生率が2.07 <sup>*</sup> 以上であれば人口は増加傾向、2.07以下であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。（※2.07は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。）
こ	耕作放棄地	農作物を1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がないと回答した田畑、果樹園。世界農林業センサスで定義付けられている。
こ	公衆無線LAN	公共施設や商業施設など特定の場所で無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービス。その場所に設置されたアクセスポイントから受信できる場所を無線LANスポット、Wi-Fiスポット、フリースポット、ホットスポットなどと呼ぶ。
こ	交通弱者	自動車中心社会において、交通事故の被害に遭いやすい人（子供、高齢者など）
こ	こすもす科	小林市独自の教科。小林市民として自覚をもち、自己の主体性、自立性や他者・社会との関係形成能力を身に付けさせるとともに、よりよい人生を自ら作り出していくための豊かな人生観や望ましい価値観の基本を養い、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を育成することを目的としている。

	用語	説明
こ	子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法第10条の2に基づき、児童とその家庭及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う拠点。小林市は、令和3年4月1日に設置。
こ	子どもの貧困	家庭の所得がその国の標準的所得の半分以下になる世帯の18歳未満の子どもの存在及び生活状況を子どもの貧困といい、世帯に占める割合を子どもの貧困率という。2019年の日本の子どもの貧困率は13.5%となり、およそ7人に1人の子どもが相対的に貧困という結果となった。
こ	小林市まちづくり基本条例	平成25年に「小林市協働のまちづくり市民会議」の提言をもとに制定した、本市の自治基本条例。本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進することを目的としている。
こ	こばやしファン・サポーターズCLUB	ふるさと小林を愛する出身者や小林市を好きになってくれた人とつながっていくために、ファンとして登録した人に、こばやしの情報を定期的に発信したり、特産品が当たる抽選会を行ったりする制度。
こ	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。血縁・地縁など自然的結合により共同生活を営む社会集団。
こ	コミュニティ・スクール	学校に教育委員会から任命された保護者や地域住民などで構成する「学校運営協議会」の設置や、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針の承認、教育活動について意見を述べるなど、保護者や地域住民が学校の様々な課題解決に参画していく仕組みのこと。
こ	コミュニティバス	交通空白・不便地域の解消等を図るため、市町村等が自主的に計画し、運行している乗合バス。 本市で運行しているコミュニティバスを「小林市コミュニティバス」という。愛称はのりやいバス「おうらい」。平成19年10月1日に運行を開始した。
こ	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、様々な災い。感染症自体だけでなく、それを抑止するための経済活動の自粛や停滞、人々の疑心暗鬼なども、広く含む。
こ	コンピューターウイルス	コンピューターの正常な利用を妨げる有害なコンピュータプログラム的一种で、他のプログラムの一部として自らを複製し、そのプログラムが起動されると便乗して悪質な処理を実行に移すもの。
さ	再生可能エネルギー	自然のエネルギーを利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりするエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電・熱利用、燃料電池、バイオマス発電・熱利用、雪氷冷熱利用など。
さ	在宅医療・介護連携	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的として行う仕組みのこと。
し	仕事と生活の両立応援宣言	企業・事業所のトップから、従業員が仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。宣言企業・事業所は、宮崎県で登録され宣言書が交付される。取組は、①職場の活性化、②イメージアップ、③次世代法に基づく行動計画の公表先として活用できる、などのメリットもある。

	用語	説明
し	自主防災組織	地域の住民同士が話し合い、いざという時に避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所の運営等を行うための自主的な組織であり、次の要件を満たす組織。 ・規約が定められ、組織が編成されていること。 ・地域の防災マップが作成されていること。 ・資機材が整備されていること。 ・研修や訓練等を毎年度計画、実施されていること。
し	自治体DX推進計画	デジタル社会の構築に向けて自治体に取り組むべき各種施策を着実に進めていくための計画。政府が2020年12月に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具現化したものである。
し	児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が18歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、わいせつな行為をする性的虐待、育児放棄（ネグレクト）、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の4種類に分類される。
し	市民防災リーダー	市が行う市民防災リーダー養成講習会を受講し認定を受け、地域や職場等の場で防災力を高める活動を行うために、防災対策のリーダー的な立場として活躍する者。
し	集落営農	集落を単位として、生産行程の全部又は一部について、共同で取り組む組織をいう。
し	循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
し	生涯学習	学習者の自由な意思に基づいて、それぞれに合った方法で生涯に渡って学習していくこと。
し	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。そのことによって、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を目指している。
し	消防団員の定員充足率	消防団員の条例定数に対する実際の団員数の割合。
し	食品ロス	食べられる状態にも関わらず、捨てられている食品。また、規格外であったり、生産過多によって廃棄される食材。
し	新型コロナウイルス感染症	2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関(WHO)による国際正式名称をCOVID-19といい、SARS-CoV-2と呼ばれるウイルスが原因で起きる感染症である。2019年の終わり頃に発生したのを皮切りに、あっという間に世界中に感染が拡大した。
し	新興感染症	その発症がにわかに注目されるようになった感染症に対する総称。通常は新感染症例は局地的あるいは、人物の移動による国際的な感染拡大が公衆衛生上の問題となるような感染症について取り上げられる。
す	水源かん養機能	森林が有する、洪水や渇水を防ぎ資源を確保する機能。
す	スクールサポートボランティア	学校支援ボランティアのこと。各学校において行われるボランティア活動又はそれを担う人材のこと。

	用語	説明
す	スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。
す	ストックマネジメント	機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系。
す	スポーツツーリズム	スポーツを見に行くための旅行及びそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。
す	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業のこと。
せ	成年後見制度	精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
せ	全国和牛能力共進会	全国和牛登録協会が主催し、5年に1度、全国持ち回りで開催される全国規模の和牛の品評会。通称「全共」。別名「和牛のオリンピック」。第1回が1966年に開催され、令和4年度に開催される大会が第12回となる。宮崎県は、第9回～11回で団体賞主席を獲得し、大会3連覇を果たしている。
た	滞在型観光	1か所に滞在し、静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。海外旅行は、リゾート地や都市で滞在型観光を楽しむ人が多い。国内旅行でも観光地を駆け足で見て回る周遊型観光が少なくなり、近隣温泉への1泊旅行、リゾート地や都市での滞在型旅行が多くなってきている。1か所に滞在することは、経済波及効果や地元との交流、リピーター化が期待できる。
た	脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化・生活習慣の違いを認め合い、対等な関係で、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
た	多様性社会	人種・性別・年齢などに一切関係なく、全ての人々が自分の能力を活かしていきいきと働ける社会。
た	団塊の世代	昭和22年から24年頃までの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人が多いことからいう。
ち	「地域医療・健康都市小林市」宣言	都市宣言は、市が重視している地域課題を表現し、積極的に取り組もうとしていることを市内外に示すもの。本市では、地域一体となった協働によって、地域医療を守り育て、健康長寿を目指す「地域医療・健康都市」を平成26年3月1日に宣言した。
ち	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
ち	地域完結型の医療	患者の身近な地域の中で、それぞれの病院や診療所・クリニック等が、その特長をいかしながら役割を分担して、病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を提供していこうというもの。



	用語	説明
ち	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
ち	地域子育て支援センター	在宅の乳幼児や親子を対象に、子ども同士の触れ合いや遊び場を提供するとともに、子育てに関する相談に直接あるいは電話で対応。
ち	地域福祉計画	平成12年に改定された社会福祉法第107条において規定された計画で、市町村は住民等の参加を得て、地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備することを内容とする「市町村地域福祉計画」を策定することとされている。
ち	地域包括ケアシステム	地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を維持できるための保健、医療、福祉、介護の連携システムを指す。その中心機関として市町村が設置する地域包括支援センターが（生活圏域ごとに）ある。
ち	地球温暖化	大量のエネルギー消費と森林破壊による温室効果ガスの大気中濃度の増加により、地球の平均気温が上昇すること。温暖化が進行すれば、海面上昇による陸地の減少や大雨、干ばつといった異常気象が起りやすいと予測されている。
ち	地産地消	地域内で生産された安全で安心な農産物等を地域内で消費すること。
ち	地方公営企業	地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法の適用を受ける事業で、独立採算制を採る事業。
ち	地方分権	政府が地方自治体に対し制度や実際の運営面で政治・行政・財政上の自治の大幅な権限移譲を行い自立性を認める仕組み。
ち	長寿命化	適切な保全等を行うことで、公共施設やインフラ施設を長期にわたり使用できるようにすること。
て	デジタルリテラシー	インターネットを中心にデジタル情報や通信について、更にはそれらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち、利用する能力のこと。
て	テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信機器を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる形態をいう。テレワークで働く人をテレワーカーという。
と	都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるもの。
と	ドメスティック・バイオレンス	DV (Domestic Violence) のこと。 配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力のことであり、身体的、精神的、性的、経済的暴力等がある。
な	南海トラフ地震	南海トラフとは、日本列島太平洋沖の静岡県の駿河湾から九州東方沖合いまで続く4,000m級の海底の溝(トラフ)で総延長は770km。 南海トラフ巨大地震は、この日本列島太平洋沖の南海トラフ沿いの震源域で連動して起きると警戒される巨大地震のこと。甚大な被害が想定されている。
に	二次医療	主として入院による治療を必要とする医療。

	用語	説明
に	認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態のこと。
に	認定農業者	経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある経営づくりを目指す意欲ある農業者（農業法人を含む。）で、農業経営改善計画を提出し、市町村が認定した農業者。
は	バイオマス	生物資源の量を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。
は	畑地かんがい事業	地域の農業振興を目的に、畑・水田への天候に左右されない安定水源確保を図るため、大淀川水系岩瀬川に浜ノ瀬ダムを築造し、計画的な水利用を図るとともに、末端かんがい排水施設、区画整理等の基盤整備を行い、農業生産性の向上と農業経営の安定を図るもの。
は	バリアフリー	障がい者や高齢者などの社会的弱者にとって、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。
ひ	非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく天井材や外壁（外装材）など、構造体と区別された部材。
ふ	ファミリー・サポート・センター	小学校6年生以下の子どもを対象に、育児の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。サポートの対象は、子どもを持つ全ての家庭に広がっている。
ふ	フォロワー	SNS上で、情報の提供者が発信した情報を受信できるよう設定している人。
ふ	ふるさと納税制度	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される仕組み。
ふ	プロモーション	マーケティング戦略の一部として行われる販売活動のための宣伝活動又は広報活動のこと。
へ	ペーパーレス化	オフィス内の文書、書類、帳票類の電子化を進めてパソコンなどでファイルとして閲覧できるようにすることで、業務効率を改善しようという取組のこと。
ほ	放課後児童クラブ	昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、放課後や長期休暇中に余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの健全育成を図る事業。
ほ	ポストコロナ	コロナ禍の後の世界を指す言葉。
ま	マーケティング	情報管理から顧客ニーズの吸い上げ作業、市場の状況など、企業が直面する外部環境と企業自身との間に、経済的により関係性を構築するための手段のこと。
ま	マイナンバーカード	「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会実現」のため国民一人一人に12桁の個人番号を付番するのがマイナンバー。マイナンバーカードは、同制度において個人番号を証明する書類（番号確認）と顔写真により本人確認を行う書類（身元確認）の両方に利用できるICチップ付きのカード。

	用語	説明
ま	マイナンバー制度	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤を構築する土台となる制度のこと。
ま	まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。本市の計画は「てなんど小林総合戦略」。
ま	マネジメント	様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
ゆ	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
ゆ	優良農地	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地。
ら	酪農ヘルパー	酪農家が休みを取る際に酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人のこと。
り	リビングシフト	ITの発達によって、どこにいても仕事ができるという時代になった。それに伴って、ワークライフスタイルや住む場所の選び方、暮らし方の価値観などが変化していること。
ろ	ローカルフードビジネス	地域の食と農に関する多様な関係者が、連携して取り組むプロジェクトにおいて創出する、持続的なビジネスのこと。
ろ	LFP(ローカルフードプロジェクト)	地域の中核的な食品企業を中心に、持続可能なビジネスモデルを創出する事業。
ろ	6次産業化	農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している多角経営形態を表すもの。
わ	ワーク・ライフ・バランス	働く全ての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

## 第2次小林市総合計画後期基本計画策定に係る経過

令和3年

2月8日 ～2月26日	令和2年度まちづくり市民アンケートを実施 ・配布部数 2,000部 ・有効回答率 44.5%
4月21日	令和3年度第1回行政経営会議 ・第2次小林市総合計画後期基本計画の策定方針について承認
6月4日	議会全員協議会 ・策定方針、策定体制、策定スケジュールを説明
6月7日 ～6月22日	グループ・インタビュー（コロナ禍影響調査）を実施 ・参加団体及び参加者数 56団体、86人
6月25日	令和3年度第3回行政経営会議 ・第2次小林市総合計画後期基本計画の骨子について承認
6月28日	第1回小林市総合計画等審議会 ・委嘱状交付、諮問（評価・検証）ほか
7月21日	第2回小林市総合計画等審議会 ・総合計画の令和2年度評価・検証
8月12日	第3回小林市総合計画等審議会 ・総合計画の令和2年度評価・検証、答申
8月27日	議会全員協議会 ・経過報告、骨子説明
10月11日	第4回小林市総合計画等審議会 ・諮問（後期基本計画の策定について）
11月8日	第5回小林市総合計画等審議会 ・後期基本計画素案の審議
11月15日	第6回小林市総合計画等審議会 ・後期基本計画素案の審議
12月9日	令和3年度第9回行政経営会議 ・第2次小林市総合計画後期基本計画の策定について承認
12月14日	議会全員協議会 ・経過、スケジュール、パブリックコメント、素案説明
12月15日 ～1月14日	パブリックコメントを実施 ・1名から1件の意見
12月20日	議会全員協議会 ・素案説明

令和4年

1月24日	第7回小林市総合計画等審議会 ・後期基本計画素案の審議 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し、書面開催
1月26日	小林市総合計画等審議会から第2次小林市総合計画後期基本計画の策定について答申
2月1日	議会全員協議会 ・経過、パブリックコメント結果、総合計画等審議会からの答申内容ほか
2月1日	議会全員協議会 ・経過、パブリックコメント結果、総合計画等審議会からの答申内容ほか
2月9日	議会に上程、議決

## 小林市総合計画等審議会諮問

企 第 3 9 4 号  
令和 3 年 10 月 11 日

小林市総合計画等審議会  
会長 吉丸 政志 様

小林市長 宮原 義久

第 2 次小林市総合計画後期基本計画について（諮問）

小林市総合計画等審議会条例第 2 条の規定に基づき、標記について、貴審議会の意見を求めます。

## 小林市総合計画等審議会答申

令和4年1月26日

小林市長 宮原 義久 様

小林市総合計画等審議会  
会長 吉丸 政志

## 第2次小林市総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年10月11日付け、企第394号で諮問を受けた、「第2次小林市総合計画後期基本計画」について、審議を行った結果、下記のとおり答申します。

## 記

本審議会に諮問された「第2次小林市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）」については、本市行政の今後4年間の展望した総合的かつ計画的に運営するための計画として、おおむね妥当であると認めます。

なお、今後の推進に当たっては、以下の内容に御留意ください。

- (1) 本計画は、「小林市まちづくり基本条例」を根拠とした計画であり、後期基本計画は施策ごとに「協働の取組」を定めていることを鑑み、協働のまちづくりの推進に努められたい。
- (2) 審議過程における各委員の意見や常日頃から伺う市民の意見を十分に参考にされたい。  
あわせて、推進の段階においても、市政の情報発信を積極的に行い、幅広い年代や分野の市民及び団体等の意見を聴き、かつ、参画する機会を十分に創出されたい。
- (3) 基本計画に基づく事業については、基本構想に掲げる将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」の実現に向け、新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、評価と検証を行いながら着実に実施・推進するよう努められたい。
- (4) 人口減少及び少子高齢化社会が進む中に将来を見据えて、総合計画を中心とした総合的かつ計画的な市政運営により、必要な施策を選択・実行し、持続可能なまちの実現に努められたい。

## 小林市総合計画等審議会委員

(令和4年3月現在)

	区分	所属団体等	委員名		備考
			役職	氏名	
1	学識経験者	小林市金融団	会長	和田 建一郎	
2	学識経験者	小林公共職業安定所	所長	黒木 孝典	
3	学識経験者	宮崎日日新聞社 小林支局	支局長	海老原 斉	
4	各種団体推薦	こばやし農業協同組合	常務	寺師 幸則	
5	各種団体推薦	小林商工会議所	係長	永山 理恵	
6	各種団体推薦	小林市観光推進協議会	事務局長	木村 洋文	
7	各種団体推薦	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志	会長
8	各種団体推薦	西諸医師会	事務局長	遊木 和敏	
9	各種団体推薦	小林市PTA協議会	会長	谷山 広之	
10	各種団体推薦	小林市体育協会	事務局員	時任 京子	
11	各種団体推薦	小林市災害ボランティアコーディネーターセンター	理事長	倉田 富夫	
12	各種団体推薦	小林市水資源保全審議会	会長	清水 洋一	
13	各種団体推薦	小林市区長会	会長	橋ノ口 孝一	副会長
14	各種団体推薦	にっこばまちづくり協議会	会長	下別府 明	
15	公募			佐藤 熊志	
16	公募			東 和利	



## 行政経営会議構成員名簿

(令和4年3月現在)

	所属	氏名		所属	氏名
1	市長	宮原 義久	9	須木総合支所長心得	京保 久恵
2	副市長	鬼塚 保行	10	野尻総合支所長	大角 哲浩
3	教育長	中屋敷 史生	11	会計管理者	和田 龍一
4	総務部長	鶴水 義広	12	教育部長	押川 逸夫
5	総合政策部長	山下 雄三	13	市立病院事務部長心得	貴嶋 誠樹
6	経済部長 兼建設部長	山口 恭史	14	総務課長	牧田 純子
7	市民生活部長 兼上下水道局長	深田 利広	15	財政課長	熊迫 貴映
8	健康福祉部長	谷川 浩二	16	企画政策課長	安楽 究

## 主管課・関連課課長名簿

(令和4年3月現在)

	所属	氏名		所属	氏名
1	総務課長	牧田 純子	18	子育て支援課長	富満 聖子
2	財政課長	熊迫 貴映	19	医療介護連携室長	松田 和弘
3	危機管理課長	南正覚 宏志	20	建設課長	柿木 博敬
4	企画政策課長	安楽 究	21	管財課長	舘下 昌幸
5	地方創生課長	森岡 康志	22	学校教育課長	園田 恵津子
6	健康都市推進室長	里岡 小愛	23	社会教育課長	谷山 宏志
7	農業振興課長	大山 公弘	24	スポーツ振興課長	松元 公孝
8	畜産課長	廣津 寛	25	須木地域振興課長	鷗野 裕一
9	商工観光課長	高野 憲一	26	須木住民生活課長 (兼教育委員会須木分室長)	京保 久恵
10	市民課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	税所 将晃	27	須木地域整備課長 (兼農業委員会須木分室長)	富永 新光
11	生活環境課長	金丸 浩二	28	野尻地域振興課長	野口 健史
12	税務課長	山口 巧	29	野尻住民生活課長 (兼教育委員会野尻分室長)	小久保 圭子
13	ほけん課長	末元 利男	30	野尻地域整備課長 (兼農業委員会野尻分室長)	志々目 篤夫
14	人権同和对策監	末永 教郁	31	上下水道課長	深見 順一
15	福祉課長	岩下 経一郎	32	会計課長	和田 龍一
16	長寿介護課長	一色 俊一郎	33	農業委員会事務局長	藤崎 浩一
17	健康推進課長	日高 智子	34	監査委員事務局長	松元 総子

## 事務局(総合政策部 企画政策課)

所属	氏名	所属	氏名
総合政策部長	山下 雄三	企画政策課 主幹	古沢 博文
企画政策課 課長	安楽 究	企画政策課 主査	下り藤 利教

## 小林市まちづくり基本条例

平成25年3月29日  
条例第2号

「まちづくりは誰のものわたしのもの、あなたのもの、みんなのもの」

### 目次 前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 まちづくりの基本理念（第4条）
- 第3章 市民の権利と責務（第5条・第6条）
- 第4章 市議会等の責務（第7条・第8条）
- 第5章 市長等の責務（第9条・第10条）
- 第6章 市政運営（第11条—第16条）
- 第7章 情報の共有（第17条）
- 第8章 参画と協働（第18条—第22条）
- 第9章 住民投票（第23条）
- 第10章 条例の改正（第24条）

### 附則

わたしたちの暮らす小林市は、南西部には霧島連山を、北部には九州山地を望み、山の恵みを湛えた湧水などに恵まれた自然環境、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれた愛すべきまちです。

さらに、全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業、商工業との連携の中で発展してきました。

これからも自然や文化、産業の調和を図りながら、市民が力を合わせて「ふるさと小林市」を守り育てていかなければなりません。

また、社会環境の大きな変化や予測のできない自然災害の中でも、市民それぞれが自ら生き抜く意志を持ち、お互いの助け合い・支え合いの心を持って、絆を育んでいくことが必要です。

わたしたちは、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていけるまちをめざして、ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、小林市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進することを目的とする。

#### （条例の位置付け）

第2条 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

2 市議会及び市の執行機関は、条例、規則等の制定又は改廃及び政策等の立案に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

#### （用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。

- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者の権限を行う市長並びに地方公営企業管理者をいう。
- (3) 参画 市の政策等の企画・立案、実施及び評価の各段階に市民が主体的に参加して関わることをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの果たす責任及び役割を自覚し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。
- (5) 地域コミュニティ ある一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集まりをいう。

## 第2章 まちづくりの基本理念

第4条 まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。

- 2 まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- 3 まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

## 第3章 市民の権利と責務

### (市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参画する権利

### (市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に得るよう努めるものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 4 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、その活動に参加又は協力するよう努めるものとする。

## 第4章 市議会等の責務

### (市議会の責務)

第7条 市議会は、市民の意思を代弁し、市政に反映させる意思決定機関であり、市民の負託に応えるため、市政の監視及び是正の機能を果たさなければならない。

- 2 市議会は、市民に対して開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。
- 3 市議会は、政策提言及び政策立案の活動強化を図るよう努めるものとする。

### (市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、協働によるまちづくりを推進するという認識に立ち、市民生活の向上及び市政発展をめざし、市民の代表として議会活動に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めなければならない。

## 第5章 市長等の責務

### (市長の責務)

第9条 市長は市政の代表として、公正かつ誠実な市政運営を行うとともに、市民の意向を適切に把握し、総合的かつ効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市長は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければならない。

- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。  
(市職員の責務)

第10条 市職員は全体の奉仕者として、市民のためにこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市職員は、職務遂行に必要な能力の向上に努め、市民に質の高い行政サービスの提供を図り、市民の信頼を得るよう努めなければならない。
- 3 市職員は、市民であることを自覚し、まちづくりに自主的かつ積極的に参加しなければならない。

## 第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第11条 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた市政運営に努めるとともに、その過程において市民の参画を積極的に推進しなければならない。

(総合計画等の策定)

第12条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定し、これを効率的かつ効果的に推進しなければならない。

- 2 市の執行機関は、各分野の計画を立案する場合は、総合計画に即して策定するものとする。

(行政評価)

第13条 市の執行機関は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。

- 2 市の執行機関は、第三者機関による行政評価を行い、評価の透明性・公正性を高めるよう努めなければならない。
- 3 市の執行機関は、行政評価の結果を活用し、事務事業を見直すとともに、これを予算の編成に反映しなければならない。

(財政運営)

第14条 市の執行機関は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算編成及び執行に努めなければならない。

- 2 市の執行機関は、財源の確保及び財産の適正な管理に努め、その効率的かつ効果的な活用を図らなければならない。
- 3 市の執行機関は、財政運営の透明化を図るため、財政状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(説明責任)

第15条 市の執行機関は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至る過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意見、要望等への対応)

第16条 市の執行機関は、市政に関する意見、要望等については、迅速かつ公正に対応しなければならない。

- 2 市の執行機関は、市民からの意見、要望等に迅速に対応するため、その体制づくりに努めなければならない。

## 第7章 情報の共有

第17条 市民、市議会及び市の執行機関は、参画と協働によるまちづくりを推進するために必要な情報を共有するものとする。

- 2 市議会及び市の執行機関は、市民に対して市政に関する情報を迅速かつ適切に公開するとともに、積極的に提供しなければならない。

## 第8章 参画と協働

(参画及び協働の推進)

第18条 市の執行機関は、まちづくりの主体である市民の市政への参画の機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの責任や役割を理解し、協働によるまちづくりを進めなければならない。

(パブリック・コメント制度)

第19条 市の執行機関は、市の重要な政策等の立案に当たっては、その趣旨、内容その他必要な情報を公表し、市民に意見を求めなければならない。

- 2 市の執行機関は、市民に意見を求めた場合、提出された意見を考慮し、政策等の意思決定を行うものとする。

(政策提案制度)

第20条 市の執行機関は、市民のまちづくりに関する提案を受け、政策等に反映させる制度を整備し、その充実に努めなければならない。

(市民活動の促進)

第21条 市民は、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市議会及び市の執行機関は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、市民活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

(地域コミュニティ活動の推進)

第22条 市民は、まちづくりにおいて地域コミュニティの果たす役割を認識し、地域コミュニティ活動を推進するよう努めるものとする。

- 2 市議会及び市の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

## 第9章 住民投票

第23条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 前項の規定により住民投票を実施する場合、その実施に関し必要となる事項は、その都度条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

## 第10章 条例の改正

第24条 市長は、社会情勢等の変化により、この条例を改正するときは、市民の意見を適切に反映しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に議会の議決を経て策定し、推進している総合計画は、この条例による第12条第1項の規定による総合計画とみなす。現にある各分野の計画にあっても、この条例による第12条第2項の規定により策定されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にある条例、規則等の市例規（以下「条例等」という。）は、この条例の基本理念に基づき制定されたものとみなす。
- 4 第2項後段及び前項の規定にかかわらず、この条例の施行に伴い整備が必要な各分野の計画、条例等は、この条例の施行の日から6月を超えない範囲で変更又は制定し、施行するものとする。

## 小林市総合計画等審議会条例

平成18年3月20日  
条例第34号

(設置)

第1条 本市の総合計画等に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小林市総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 小林市まちづくり基本条例（平成25年小林市条例第2号）第12条第1項の規定に基づく総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び変更に関する事。
- (2) 総合計画の評価及び推進に関する事。
- (3) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び変更に関する事。
- (4) 総合戦略の評価及び推進に関する事。
- (5) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づく国土利用計画の策定及び変更に関する事。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 小林市事務組織規則（抜粋）

平成22年3月19日

規則第109号

（行政経営会議）

第20条 行政経営会議は、市行政の計画的かつ効率的な執行を図るため、市行政の最高方針及び重要施策の審議並びに各部等及び各行政機関相互の最終的な総合調整を行う。

2 行政経営会議に付議する審議事案は、次に掲げる基本事項とする。

- (1) 総合計画の策定、変更及び推進に関する事項
- (2) 各分野の計画の策定、変更及び推進に関する事項
- (3) 予算編成方針に関する事項
- (4) 市議会に提出する議案並びに市議会全員協議会への説明及び報告に関する事項
- (5) 重要な行事に関する事項
- (6) 各部等及び各行政機関相互間において特に調整を必要とする事項
- (7) 市行政上、市又は市民に重大な影響を及ぼすと認められる事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 行政経営会議に付議する報告事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令（県の条例、規則を含む。）の制定及び改廃、国又は県の指示、通達その他国又は県の動向で市行政に重大な影響を与えると認められる事項
- (2) 国又は県の主催する会議、全国市長会等において協議された事項で、市行政に重大な影響を与えると認められる事項
- (3) 重要な事務及び事業の執行状況に関する事項
- (4) プロジェクトチームの事務の進捗状況及び成果に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 行政経営会議は、市長が主宰し、副市長、教育長、部長等、会計管理者、上下水道局長、教育部長、市立病院事務部長、総務課長、財政課長及び企画政策課長をもって構成する。この場合において、市長に事故があるときは、副市長がその職務を代行する。

5 市長は、必要と認めるときは、関係職員を行政経営会議に出席させることができる。

6 行政経営会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

7 行政経営会議の進行は、総合政策部長が当たるものとする。

（付議手続）

第21条 部長等、会計管理者、上下水道局長、教育部長、市立病院事務部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び議会事務局長は、所管事項中行政経営会議に付議すべき事案があるときは、その要旨及び資料を添えて、総合政策部長に付議要求するものとする。

令和3年4月21日

## 第2次小林市総合計画後期基本計画 策定方針

企画政策課

### 1. 策定趣旨

第2次小林市総合計画前期基本計画は令和3年度に最終年度を迎える。そこで、小林市まちづくり基本条例第12条に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るために後期基本計画を策定する。

### 2. 基本方針

第2次小林市総合計画後期基本計画は以下を基本方針として策定を進める。

#### 2.1. 協働できる計画：基本構想の「協働の取り組み」の具体化

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、現在では各施策を行政だけで推進していくことが難しい状況にある。加えて、本市は本格的な人口減少時代に突入し、税収の減少からこれまでどおり行政サービスを提供できない可能性も高まっている。本市では平成25年に小林市まちづくり基本条例を施行した。同条例では市民の責務も規定されている。第2次総合計画は同条例の施行後、初めて策定する市の最上位の計画として基本構想において「協働の取組」を設定しこの責務を具体化した。そこで、第2次小林市総合計画後期基本計画では基本構想の「協働の取組」を更に具体化し、施策ごとに市民と協働できる計画を策定する。

#### 2.2. 実効性のある計画：予算の裏付けのある計画

第2次小林市総合計画の策定に合わせて、予算、行政評価、人事評価といった総合計画を運用するための様々なシステムは“トータル・システム”となるように見直した。その結果、総合計画を運用するシステムの実効性は高まった。他方、前期基本計画は予算的な裏付けを持っておらず、財政的な実効性が依然として課題となっている。そこで、第2次小林市総合計画後期基本計画は予算の裏付けのある計画とし、より実効性のある計画とする。

#### 2.3. オーナーシップを持てる計画：市民参画、職員参画

自分たちで総合計画を策定していないとしたら、いくら計画に市民の役割がはっきり書いてあっても、計画は他人事になってしまう。そればかりか、“押し付けられた”計画となり、市民が役割を果たすことは一層難しくなるかもしれない。また、一部の職員だけが計画を策定してしまうと、それ以外の職員にとって計画は他人事になってしまう。結局は、計画という情報は良くできてもその達成が難しくなる。そこで、第2次小林市総合計画では積極的な市民参画、職員参画によって、市民にとっても職員にとってもオーナーシップを持てる計画を策定する。



### 3. 計画体系

第2次小林市総合計画は以下の計画体系とする。

#### 3.1. 基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画として基本構想を策定する。基本構想は地域を対象とした計画として、まちづくり基本条例における各主体の責務を具体化し、市民主体で策定する。計画期間は長期とする。

#### 3.2. 地区別計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、市民の責務をより具体化した計画として地区別計画を策定する。地区別計画は地区を対象とした計画として、基本構想に基づき地区主体で策定する。計画期間は各地区で定めることとし、計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとする。

#### 3.3. 基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、市長・市職員の責務をより具体化した計画として基本計画を策定する。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定する。ただし、「協働の取組」の具体化に関する部分については市民の意見を反映させる。施策体系は組織、内容は各個別計画との整合を図り、SDGsの達成を意識したものとする。前期基本計画のリーディングプロジェクト及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についてはその期間も含め施策と一体化する。計画期間は市長任期と整合を図り、計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとする。

#### 3.4. 実施計画

基本計画で定められた市の施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画として実施計画を策定する。実施計画は予算と一体化した計画とする。また、事務事業の単位は組織、内容はまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図る。計画期間は3か年とし、毎年度ローリングする。

### 4. 策定体制

第2次小林市総合計画後期基本計画の素案は各課が素案を作成し、部長級で構成される行政経営会議で検討し、総合計画等審議会で審議する。また、後期基本計画の策定と並行して企画・財政・人事ワーキング・グループ（WG）を設置する。WGでは後期基本計画における総合計画の実効の確保の在り方について検討する。

### 5. 策定スケジュール

後期基本計画については令和3年中に原案を作成し、令和4年2月の議会（臨時会）に議案を提出することを予定している。

以上

## 都市宣言

「核兵器廃絶・平和都市」宣言	平成 18 年 12 月 22 日制定
<p>世界の恒久平和は、人類共通の願望である。</p> <p>わが国は、世界唯一の核被爆国であり、核被爆国民として、広島・長崎のあの惨禍を地球上に再び繰り返えされることのないよう、核兵器の廃絶とその恐ろしさを全世界の人びとに訴え続けていかなければならない。</p> <p>小林市民は、日本国憲法の精神にのっとり、「非核三原則」を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすものである。</p> <p>ここに、小林市は「核兵器の廃絶と恒久平和を願う平和都市」とすることを宣言するものである。</p>	
「人権擁護都市」宣言	平成 18 年 12 月 22 日制定
<p>すべての人間は、生まれながらにして尊ばれ、人間らしく生き、しあわせになる権利を有している。</p> <p>しかし、残念ながら今日の社会においても同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等に対するさまざまな人権侵害が後を絶たない。われわれは、常に市民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みよい小林市が築かれることを願い、今後もあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識し、すべての小林市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」ことを表明する。</p> <p>ここに、小林市は人権が守られ豊かで住みよい都市をめざし、歴史と自然に恵まれた「人権擁護都市」とすることを宣言するものである。</p>	
「地域医療・健康都市」宣言	平成 26 年 3 月 1 日制定
<p>住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送ることは、すべての市民の願いです。</p> <p>また、限りある医療を大切に想い、地域医療を守り育てることは、地域にとって大変重要です。</p> <p>ここに、私たち小林市民は、地域一体となった協働によって、地域医療を守り育て、健康長寿をめざす「地域医療・健康都市 小林市」を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 かかりつけ医を持ち、健(検)診を受け、疾病の予防に努めます。</li> <li>一 時間内の受診を心がけるなど、限りある医療を大切にします。</li> <li>一 健康意識を高め、運動を始めとする生活習慣の向上を図るなど、できることから健康づくりに努めます。</li> <li>一 上手に休養をとり、人とのつながりを大切に、いきいきと生活します。</li> <li>一 食に感謝し、バランスの良い食生活を心がけます。</li> </ul> <p>【説明】</p> <p>市民一人ひとりが、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送るためには、必要に応じた適切な医療が提供されなければなりません。地域の医療の現状を見ると、医師や看護師など医療者の確保が困難で、過酷な勤務環境における救急医療の維持など、その提供を医療者の努力に依存しているのが実情です。</p> <p>このような状況に対応するためには、市民一人ひとりが、限りある医療を大切に想い、日頃から健康の増進や疾病の予防等に自ら取り組むとともに、地域の医療提供体制を互いに支え合う意識の醸成に努めることが求められています。</p> <p>また、この地域は、自殺をした人の割合が全国の中で高い地域となっています。誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良い地域となるよう、まずは自らのこころの健康に気を配り、こころの不調を訴える方々への理解や支援を進める必要があります。</p> <p>一方、この地域は、すばらしい自然環境に育まれた農産物が豊富な地域でもあります。健康を支える「食」についても、生産者に感謝し、食習慣に注意しながらバランスの取れた食生活を心がける必要があります。</p> <p>そもそも健康は、生活していくうえで重要な基盤であり、自分らしく生きていくために欠かせないものです。そして、市民一人ひとりの健康意識の高揚と健康づくりの取り組みは、医療費用や介護費用の軽減につながり、保険料等の負担を軽減することにもなります。</p> <p>これらのことから、5項目の目標を合言葉に、市民総ぐるみによる健康づくりを進め、健康長寿をめざしていくものです。</p> <p>当然のことながら、市としては医療提供体制の充実に努めるとともに、市民の健康づくりの支援を積極的に推進していきます。</p>	





第2次小林市総合計画後期基本計画

初版 2022年3月発行

発行・編集 宮崎県小林市（総合政策部 企画政策課）

〒886-8501 小林市細野 300 番地

電 話 0984-23-0456

F A X 0984-25-1037